

平成23年9月第4回八街市議会定例会会議録（第6号）

.....

1. 開議 平成23年10月19日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 小 高 良 則
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 中 田 眞 司
- 14番 古 場 正 春
- 15番 林 政 男
- 16番 新 宅 雅 子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 湯 淺 祐 徳
- 22番 鯨 井 眞佐子

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

- | | | | |
|---|-----|---|---------|
| 市 | | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 | 市 | 長 | 高 橋 一 夫 |
| 教 | 育 | 長 | 川 島 澄 男 |
| 総 | 務 部 | 長 | 浅 羽 芳 明 |
| 市 | 民 部 | 長 | 加 藤 多久美 |

+

市民部参事(事)国保年金課長	石 毛 勝
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	醍 醐 文 一
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事(事)総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
建設部参事(事)道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

+

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	廣 森 孝 江
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 査 補	須 賀 澤 勲

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第6号)

平成23年10月19日(水)午前10時開議

日程第1 議案第2号から議案第6号、議案第15号

委員長報告、質疑、討論、採決

日程第2 議員派遣の件

○議長（鯨井眞佐子君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

各常任委員会付託事件について、各委員長から審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

日程第1、議案第2号から議案第6号並びに議案第15号を一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

最初に、小高良則総務常任委員長。

○小高良則君

総務常任委員会に付託されました、案件3件につきまして、去る10月12日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干、審査内容につきましてご報告申し上げます。

議案第2号は、八街市税条例等の一部改正についてです。

これは、個人住民税における税額控除の適用対象となる寄附金の額を現行の5千円超から2千円超に引き下げることや、市民税の納税管理人に係る不申告等に関する過料の額の上限を現行の3万円から10万円に引き上げる等の改正を行うとともに、その他、地方税法等の関連法令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「不申告はどのぐらいあり、また、3万円から10万円に引き上げる根拠を伺う。」との質疑に対し、「法人、個人に係る申告書、固定資産に関する申告書など、さまざまありますが、実際不申告が何件か、把握していません。また、過料を科すことについては、当市では例がありません。上限の引き上げについては、地方税法で、その上限額を3万円から10万円に引き上げておりますので、それに習いまして本市でも10万円に引き上げようとするものです。」という答弁がありました。

次に「今後、過料を科す考えはあるのか。」という質疑に対し、「市長が情状に応じて科すと定められているので、実際市長の裁量の余地が非常に広いと考えています。今のところ過料を科していくことに対する具体的なやり方がありませんので、他市と情報交換しながら今後の市の過料に対する考え方を検討したいと思えます。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第3号は、平成23年度八街市一般会計補正予算中第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款、歳出2款総務費、8款消防費、第4表地方債補正です。

審査の過程において委員から、歳入について「千葉県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金では、八街っ子サポート15名ということで、この補助金が活用されるようですが、内容を伺う。」という質疑に対し、「学校現場で1人でも多くの大人の方たちに関わってい

ただきながら、学力の向上、魅力ある学校づくりのための人員配置を図っていきます。雇用の対象は、八街の子どもたちのために、さまざまな人生経験を活かした業務内容を理解し、力を発揮していただく方ということで、特に資格等を問うことはありません。配置は幼稚園3園に3名、八街中学校区で3名、八街中央中学校区で3名、八街南中学校区で4名、八街北中学校区で2名、合計15名を予定しています。問題行動があるために教室には入れない、多くの生徒と一緒に学習できない生徒の早期発見、また、その支援に力を発揮していただきたいので、教員免許を必要としていません。原則1日7時間の勤務を予定しており、1年間の事業となります。」という答弁がありました。

次に「問題を抱える子ども等の自立支援事業委託金の内容を伺う。」という質疑に対し、「千葉県からの委託事業で、不登校児童・生徒の家庭に対する支援を研究対象として、教育支援センターナチュラルの運営に委託金を充てています。」という答弁がありました。

次に「環境保全型農業直接支援対策事業交付内容を伺う。」という質疑に対し「環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援をするものです。支援の対象は、エコファーマーの認定を受けている農業者が化学肥料、化学合成農薬の5割低減と、5割低減の前後のいずれかに緑肥等の作付を組み合わせた取り組み、あるいは、化学肥料、農薬を使用しない有機農業の取り組みに対して支援を行うものです。支援の単価は、10アール当たり8千円、国が4千円、残りの2分の1について、県・市が2千円ずつを交付するものです。対象件数は9件、面積は約18ヘクタールです。事業期間は、平成27年までの5カ年と聞いています。」という答弁がありました。

次に「地域支え合い体制づくり事業市町村補助金の4事業の内容を伺う。」という質疑に対して、「市社会福祉協議会による地域支え合いマップづくり事業、朝陽地区社会福祉協議会による地区社会福祉協議会活動拠点整備事業、八街北地区社会福祉協議会による親子三代支え合い事業、市社会福祉協議会による安心箱設置事業の4事業です。本事業は単年度の事業でありますので、平成24年度には自主財源で賄っていただく形になります。」という答弁がありました。

次に「住宅用太陽光発電設備導入推進事業補助金に対する条例、要綱はどのようになっているのか。」という質疑に対して、「現在策定中です。」という答弁がありました。

次に「地域グリーンニューディール基金事業補助金の内容を伺う。」という質疑に対して、「防犯灯を現在の蛍光灯タイプからLEDタイプ120基に設置替えをしようとするもので、その地域は、現在4つの中学校エリアの通学路に高圧ナトリウム灯を設置しているところですが、中学校の通学路に該当しない小学校として、北小学校、交進小学校、笹引小学校、二州小学校が中学校通学路より外れているので、この4校の通学路に30灯ずつの設置を予定しています。」という答弁がありました。

次に、歳出2款総務費について、「ふれあいバス運行事業費では、9月以降ダイヤ改正が行われ、利用しづらくなったという市民の声がありますが、今後、補助の増額についてどのように考えているのか。」という質疑に対して、「9月からは委託料を支出していますが、

年々利用者が減少して、昨年度も3月末で補正増をお願いしているところです。今後の利用状況等を踏まえて、また、増額をお願いすることもあると思います。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第15号は、消防自動車の購入についてです。

これは、第11分団消防自動車の老朽化に伴い、買い替えのための仮契約が相手方と整いましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において委員から、「現在、八街市の消防車は何台ですか。また、今後の配備計画を伺う。」という質疑に対して、「25台の消防自動車、2台の指揮車になります。今後の配備は、消防委員会等に諮り、水利など地域の条件などを協議して決定していきます。平成24年度は、山田台地区8分団の更新を予定しています。」という答弁がありました。

次に「大震災被災地では、消防車など1台でも欲しいということのようですが、古い車両はどのようになるのか。」という質疑に対して、「ディーゼル規制の関係や古い車両なので、売却は困難と思われるので、廃車する予定です。」という答弁がありました。

次に「過去5年間の消防自動車の購入先を伺う。また、一般競争入札での落札率を伺う。」という質疑に対して、「ポンプ自動車ですと日本機械工業が主な相手先で、小型ポンプは、清水商会、トーハツです。今回の落札率は99パーセントです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同いただきますようお願いいたします。委員長報告を終わりにいたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、山口孝弘文教福祉常任委員長。

○山口孝弘君

文教福祉常任委員会に付託されました、案件4件につきまして、去る10月13日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干、審査内容についてご報告申し上げます。

議案第3号は、平成23年度八街市一般会計補正予算中、第1表歳入歳出予算補正の内歳出3款民生費、9款教育費、10款災害復旧費、第3表債務負担行為補正です。

審査の過程において、委員から歳出3款民生費について「障がい者自立支援システムの内容を伺う。」という質疑に対して、「障がい福祉サービスの実施に係る支給決定処理、受給者証の交付、国保連合会からの支援者用データの取り込み、また、その請求内容の精査等を行う支給管理台帳作成システムなどです。」という答弁がありました。

次に「地域支え合いマップづくり事業は、高齢者または障がい者の方々が利用できる店舗、

施設の掲載されるマップのようですが、障がい者、高齢者の方は1人で外出するときもあります。この場合、車いす等で出かけるには、八街の道路は大変危険ですが、単独で出かけることを想定したマップになるのか。」という質疑に対して、「現状での道路状況は、車いすの方が単独で道路を通行するのは厳しい状況がありますので、現状の道路状況、環境を踏まえた上での生活利便性の向上のためにマップづくりを行うものです。」という答弁がありました。

次に「地区社会福祉協議会活動拠点整備事業では、活動の内容を伺う。また、常設か。」という質疑に対して、「朝陽地区の社会福祉協議会の活動で、世代間交流などの場づくりの位置付けになり、常設を想定しています。」という答弁がありました。

次に「地域支え合いマップづくり事業は、日常的な支え合いとのことですが、防災関係の支え合いとは関係ないのか。また、地域の皆様で作成するマップではないのか。」という質疑に対して、「地図の中に広域の避難所も含まれているが、あくまでも地図の中で表現できるものになります。また、社会福祉協議会において、民生委員等の活動の中で、現状のデータの精度を上げて、各地区でのばらつき等の整合を図っていく作業を加えて、マップとして完成させるものです。」という答弁がありました。

次に、「親子三代支え合い事業は、北地区では何年か実施されているようですが、他の地区でもこのような要望、計画はあるのか。」という質疑に対して、「社会福祉協議会との協議で事業選定した結果ですので、要望等は把握していません。」という答弁がありました。

次に「親子三代支え合い事業では、北地区の皆様から要望があったのか。」という質疑に対して、「あくまでも事業主体は、八街北地区の社会福祉協議会でありますので、この意思だと考えています。」という答弁がありました。

次に「あんしん箱設置事業では、高齢者の対象は何歳からで、何世帯か。」という質疑に対して、「福祉課、または民生委員の方の協力により得ている福祉票をもとに実施したいと考えています。対象としては、65歳以上からで、ひとり暮らしの高齢者世帯については609件、高齢者世帯は、204件を予定しています。」という答弁がありました。

次に「あんしん箱は、高齢者だけでなく、障がい者の方や、ひとり暮らしの方にも必要ではないか。」という質疑に対して、「障がい者のひとり暮らしの方、障がい者の方の場合は、程度により限定されますので、検討します。」という答弁がありました。

歳出9款教育費について「学校指導費では、緊急雇用制度がなくても雇用が必要と考えるのがいかがか。」という質疑に対して「八街っ子サポーターということで、学校のニーズに応えながら実施したいと思いますが、やはり、地域の方、PTAの方の地域教育力を活かして、地域で子どもたちを育てるなど、多くの方たちに学校に関わっていただきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「緊急雇用創出事業での直接雇用の理由と、雇用条件を伺う。」という質疑に対して「学校からのニーズもあり、これを教育委員会で把握して、教育委員会が直接面接等により、雇用したいためです。教員免許、カウンセラー等の資格を問うことはしません。学校へ

の支援であるという内容を理解していただいている方に応募いただき、学校のニーズに合った方を教育委員会から配置したいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「最近、学級崩壊などはあるのか。」という質疑に対して「学級崩壊はありませんが、長欠不登校の児童・生徒は、多い状況にあります。また、基本的な生活習慣が身につけていないことで教室に入れない。外で問題行動をおこす現状はあります。」という答弁がありました。

次に、「中央公民館では、今回の改修工事以外に改修工事等が必要なところはないのか。」という質疑に対して、「大会議室の天井は完了検査が終了しました。耐震診断等により何カ所かありますので、今後、計画的に進めたいと考えています。」という答弁がありました。

第3表債務負担行為について「外国語指導助手業務を直接雇用にしない理由を伺う。」という質疑に対して、「当市ではレッスンのプランを委託業者に出しているの、直接教師がALTに指導するということもなく、授業が進んでいます。直接雇用にするためには、やはりメリット・デメリットもあるので、質の高いALTを確保する等、検討する期間として3年間の委託契約をしたいと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第4号は、平成23年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「高額療養費の支出状況を伺う。」という質疑に対して、「毎月の支出を推計しますと、当初予定をしていたものに対する対前年で比較すると、8月末の段階で、22.3パーセント増加する見込みです。」という答弁がありました。

次に「高額療養費が、この5カ月の間に財政的に底がついたということか。」という質疑に対して、「昨年度までの実績に基づいて当初予算を計上したところですが、8月、9月の段階で既に不足が生じております。年度末の予算を推計しますと、概ね2千万円不足する状況です。今回は、財源が繰越金の配分になりますが、これから国等への追加請求等を含めまして、財源を確保した上で、12月に増額の補正を予定しています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第5号は、平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号は、平成23年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から「一般管理費の負担金補助及び交付金は、グループホームへのスプリンクラーの補助とのことだが、何件か。」という質疑に対して、「この分は、滝台にあるグループホーム1件分です。他のグループホームは設置済みです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告

申し上げました。何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、川上雄次経済建設常任委員長。

○川上雄次君

それでは、報告いたします。

経済建設常任委員会に付託されました案件1件につきまして、去る10月14日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干、審査内容についてご報告申し上げます。

議案第3号は、平成23年度八街市一般会補正予算中、第1表歳入歳出予算補正の内歳出4款衛生費、5款農林水産業費、7款土木費、第2表繰越明許費です。

審査の過程において委員から歳出4款衛生費について「放射線測定器を2台購入するということだが、1台当たり約12万円になる。一般に市販されているものでも10万円ぐらいで販売されているが、性能的に、どのように考えているのか。また、来年度も測定器を増やしていく考えはないか。」という質疑に対して、「性能に関しては、教育委員会で日本科学技術振興財団より20台借用している「はかるくん」よりも、今回購入しようとする測定器の方が、若干、性能がよいものになります。現在は2週間に一度、県から借用して測定していますが、その測定器は約60万円で、さらにメンテナンスが年間9万円程度かかるということで、今回購入しようとする12万円の測定器は、メンテナンス費用はかからないと聞いております。なお、来年度も増設に向けて予算要求したいと考えております。」という答弁がありました。

次に「これから、秋野菜の出荷が始まるが、農協に測定器はあるのか。また、定期的に測定すると思うが、この計画はどのようになっているのか。」という質疑に対して「測定器を持っているとは、聞いておりません。野菜に含まれる放射性物質については、主要な品目、今後出荷されるものについて、随時検査していく予定です。」という答弁がありました。

歳出5款農林水産業費について「環境保全型農業直接支援対策事業では、この9件の方が、どのような作物を作られるのか伺う。」という質疑に対して「この取り組み内容としては、有機農業に取り組む方が8件。緑肥と組み合わせた5割低減の方が1件で、エン麦、ライ麦、小麦になります。」という答弁がありました。

歳出7款土木費について「道路維持修繕工事では、社会資本整備ということで、国から資金が投入され、八街も少しずつ改良、補修がされているが、基本的にはまだまだやらなければならないことが大変多く残っている。年度内はこの補正予算で足りるのか。また、12月補正を予定しているのか。」という質疑に対して「今回補正をお願いしたのは、現時点で、この程度で何とか乗り切れるのではないかとということで計上しましたが、その後にもいろいろ要望、苦情が届けられていますので、12月補正も予定しています。」という答弁があり

ました。

次に「いさご橋の整備では、川底も改良されるのか。」という質疑に対して、「9メートルほどの自立式の矢板を両側に打ち込んでいます。水路の高さは2メートル程度で、地中に7メートル入っていますので、今後、特に維持補修はかからないと考えています。」という答弁がありました。

次に「市道未登記路線用地測定業務は、あと何カ所残っているのか。また、あと何年で測量を完了するのか伺う。」という質疑に対して、「残りの筆の数は、約1千360筆になります。現在、なぜ未登記が残っているかという、多くの原因は所有権移転をしようとするときに、相続の問題や抵当権が設定されていたり、土地を所有する不勤産業者が倒産して行方がわからないなどの問題が、積み重なった数字です。工事のたびに見つかれば、解決していくつもりで臨んでいます。年数は、相当かかるものと考えています。」という答弁がありました。

次に「四木116号線の道路改良では、下層路盤まで徹底的に入れ替えて整備する方針なのか。」という質疑に対して、「以前、国庫補助を受けて路盤の下になる路床も入れ替えたり、安定処理したものを入れて、当時の設計としては大型者の通行を想定して行いました。碎石路盤だけでも50センチメートル入っています。想定とおりの大型車の通行量であればこれほど傷むことはなかったと考えています。今回の工法は、路盤とアスファルトを一緒にセメント系の材料を使用して、細かく砕き、攪拌して、一体とした固い路盤の上にアスファルトを敷く工法になりますので、10年、15年は特に壊れないのではないかと考えています。」という答弁がありました。

次に「改修、修繕で緊急性のところは、把握しているのか。」という質疑に対して、「予算をいただき、一度に全部できればいいのですが、実際には厳しいところがあります。一つ一つ、解決していかなければならない状況です。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ、各常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。委員長報告に対する質疑の範囲は、委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

最初に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑なしと認めます。

これで、総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑なしと認めます。

これで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑なしと認めます。

これで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

議案第2号から議案第6号並びに議案第15号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いします。

しばらく休憩いたします。

(休憩 午前10時30分)

(再開 午前10時37分)

+

○議長（鯨井眞佐子君）

再開します。

これから、討論を行います。

討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第2号、八街市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成23年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成23年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成23年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、消防自動車の購入についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会会議規則第164条第1項の規定により、明日10月20日に成田市において議会運営に関する研修、意見交換及び講演を目的に開催される千葉県北総地区市議会正副議長会議員研修会並びに11月10日、11日に長野県北佐久郡軽井沢町において開催される印旛管内市議会正副議長連絡協議会視察研修及び定例会のため、配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

+

配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

平成23年9月第4回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、すべての案件を議了し、ただいま閉会になりました。

執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしました。閉会のごあいさつといたします。

議員の皆様に申し上げます。

この後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する委員は第2会議室にお集まりください。

また、午後から八街少年院の視察を行いますので、午後1時55分に市役所正面玄関前にお集まりください。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午前10時42分)

+

+

+

○本日の会議に付した事件

1. 議案第2号から議案第6号、議案第15号
委員長報告、質疑、討論、採決
2. 議員派遣の件

.....
議案第2号 八街市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 平成23年度八街市一般会計補正予算について

議案第4号 平成23年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第5号 平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第6号 平成23年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第15号 消防自動車の購入について

+

+

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 鯨 井 眞 佐 子

八街市議会議員 小 菅 耕 二

八街市議会議員 服 部 雅 恵

+

+

+